

鏡野町農業委員会 農業委員 募集要項

1. 募集人員

11人

2. 任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

3. 業務内容

農地の権利移動に関する許可及び農地転用等の審議、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導の活動等

4. 委員報酬

「鏡野町非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び応募に係る手続き等

所定の推薦・応募様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、鏡野町農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦・応募用紙は、役場産業観光課又は各振興センターで受け取るか、鏡野町ホームページからダウンロードしてください。

7. 提出書類

農業者等（個人が推薦する場合） … 様式第1号
農業者等（法人又は団体が推薦する場合） … 様式第2号
応募する場合 … 様式第3号
被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載があるもの）

8. 受付期間及び提出先

令和8年2月13日(金)～令和8年4月13日(月)（必着）

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

〒708-0392 鏡野町竹田 660 鏡野町役場産業観光課内 農業委員会事務局

9. 内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、鏡野町ホームページで提出のあった推薦・応募書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

- (5) 推薦者が被推薦者を鏡野町の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が鏡野町の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10. その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募は可能ですが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。

提出された書類に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

11. 選考方法

鏡野町農業委員選考委員会が、提出された書類をもとに選考を行い、町へ意見を報告します。

(必要に応じて面接を行う場合があります。) 町長は、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

ただし、法令の規定に基づき、選考にあたっては、認定農業者が過半数を占めるように、また農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるよう選考するとともに、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。

選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受付できません。

なお、結果は、被推薦者及び応募者全員に文書で通知します。

12. お問い合わせ先

鏡野町役場産業観光課 電話 0868-54-2987